

仕様書

1 業務委託名

デジタル技術を活用した屋外でのごみ回収拠点の多様化に係る効果検証業務

2 実施期間

契約締結の日～令和5年3月24日（金）

3 目的

瀬戸内海の海洋ごみの総流入量は 4,500 t/年とされており、そのうち 66%の 3,000 t/年が瀬戸内海に面する陸域から流入しているとされている。

陸域から海洋へ流出する海洋プラスチックごみの発生要因は、ポイ捨て系と漏洩系に大別されるため、ごみステーションなど既存の回収システムからの漏洩防止対策に加え、屋外でのごみ回収拠点の多様化によるポイ捨て対策及び流出防止対策を進めていくことは、海洋プラスチックごみの縮減に有効であると推測される。

屋外でのごみ回収拠点の多様化に向けて、IoT等のデジタル技術を活用することで、ごみの回収・処理の効率化、ポイ捨て防止や周辺環境美化の促進、適正な分別とリサイクルへの啓発につながる仕組みの構築に、効果的かつ持続的な方法を提案するとともに、実証事業の実施により効果検証を行うこととする。

4 業務内容

委託者（以下、甲とする。）が受託者（以下、乙とする。）に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

（1）IoT等のデジタル技術を活用した屋外でのごみ回収拠点の多様化に向けた取組内容及び検証方法の提案

ア 乙は、屋外でのごみ回収拠点の多様化に向けて、IoT等のデジタル技術を活用することで、ごみの回収・処理の効率化、ポイ捨て防止や周辺環境美化の促進、適正な分別とリサイクルへの啓発につながる仕組みの構築に最適な取組内容及びその検証方法を提案すること。

イ IoT等のデジタル技術の活用とは、以下に例示するような機能で、ごみの回収・処理の効率化、ポイ捨て防止等の啓発効果を図る内容であること。

- ・屋外ごみ回収拠点の容量の変動をリアルタイムで把握できる
- ・回収したごみが一定量に達した場合、回収業者に通知される。

ウ 検証方法については、以下の項目が検証できる内容であること。

- ・屋外ごみ回収拠点周辺の散乱状況・ポイ捨て防止等の啓発効果
- ・ごみの回収量・回収回数

（2）（1）で提案した効果検証の実施

乙は、（1）で提案した効果検証について、実施場所を広島県内から地域特性を考慮した上で選定し、契約締結日から令和5年3月24日までの必要な期間実施すること。

(3) 報告書の作成

乙は、(2)で実施した効果検証の結果について取りまとめるとともに、結果を踏まえた課題や解決策等を整理した上で、報告書を作成すること。

(4) 留意事項

- ア 実施に係る必要な手続き等は、乙において、調整・対応すること。
- イ 委託事業の実施に直接必要な物品をリース・レンタルにより調達する場合は、それに要する経費を委託費の対象とする。ただし、資産性のある物品（取得価格10万円以上）の購入に要する経費は、原則認められない。

5 打合せ協議

本業務に係る打合せは、必要と認められる場合に随時行うものとする。

6 履行期限

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
ただし、中間とりまとめを次のとおり納入すること。

7 成果物の提出

区分	納入期限	仕様・部数
中間とりまとめ	令和4年10月31日(月)	A4版カラー両面印刷 3部 電子ファイル 1部 (Microsoft社Word又はExcel形式で記録媒体CD-R又はDVD-Rに保存したもの)
最終報告書	令和5年3月24日(金)	

納入場所

広島県環境県民局環境保全課

(注) 乙は、甲の指示する場合においては、履行期限途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。

8 注意事項

- (1) 本業務の実施にあたり、関係法令及び基準等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の実施にあたって、乙は、甲と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 甲は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、乙に協議を申し出る場合がある。この場合、乙は受託料の範囲内において仕様の変更に応じること。
- (4) 乙は、業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに甲に報告、協議を行い、その指示を受けること。

- (5) 乙は、本業務を確実に実施・履行する組織体制（業務実施の体系図、責任者、役割分担等）、連絡体制を示すこと
- (6) 関係資料等の貸与について
- ア 業務の実施にあたり、関係する書類、資料等については、乙の要望があれば、甲から貸与する。なお、貸与された資料が不要となった場合は、速やかに甲に返却すること。
- イ 甲が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は、原則として乙が調達するものとする。
- (7) 本業務の実施において、文献その他の資料を引用した場合、その文献・資料名を明記すること。
- (8) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権は、甲が保有するものとする。
- (9) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」）が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切、乙の責任において処理すること。
- (10) その他、本業務に係る補償・経費等の一切は、乙において負担するものとする。
- (11) 契約に関する条件等
- ア 再委託等の制限
- 乙は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- 乙は、監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、甲の承諾を得なければならない。
- イ 業務の履行に関する措置
- 甲は、本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。乙は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に甲に書面で報告しなければならない。
- (12) 乙は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。
- (13) 乙は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。